

# 放課後児童健全育成事業の設置及び 運営に関する基準を定める条例 (調整方針案)

# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

## 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童クラブ）の設備及び運営に関する基準条例の考え方

○児童福祉法の改正に基づく政省令の定めに従い、加賀市として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め、事業の充実及び質の向上等の確保を図り、適正かつ健全な運営のもと、安全・安心の事業の確立を図る。

○平成 26 年度までは、国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」及び県が策定した「石川県放課後児童クラブ運営基準」に準拠していたが、今般、条例の制定にあたっては国が定めた厚生労働省令に基づき、最低基準を策定する。

## 2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の調整方針案は以下のとおりである。

○同条例で定める基準については、厚生労働省令に定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」のとおりとする。

○市独自基準として、平成 24 年に制定した「加賀市暴力団排除条例」に基づき、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するため、必要な措置を講ずるものとしたこと、また、放課後児童健全育成事業者または、放課後児童健全育成事業者の職員については、児童の健全育成の観点からも暴力団または暴力団員であってはならないことを規定することとした。

○参酌すべき基準である「専用区画の面積」及び「支援の単位を構成する児童の数」に関しては、条例施行日において、現状として、基準を満たせない施設、また、待機児童の問題を考慮し、事業に支障が生じることのないよう、現に放課後児童健全育成事業の用途に使用している建物について、増改築または、構造の変更が行われるまでの間、本条例に定める基準を遵守できるよう努めるものとして、経過措置を設けることとした。

条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の調整方針案は以下のとおりである。

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

項目	基準の内容等	基準の類型	加賀市の基準案
施設・設備	<p>(設備の基準)</p> <p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上でなければならない。</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	参酌	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>●児童1人につきおおむね 1.65m<sup>2</sup>以上</p> <p>※1 ただし、施行の日において、現に事業の用途に使用している建物は、増改築、構造の変更が行われるまでの間、規定を遵守できるよう努めるものとして、経過措置を設ける</p>
児童の集団の規模	<p>(職員)</p> <p>○支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	参酌	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>●おおむね40人以下</p> <p>※2 ただし、施行の日において、現に事業の用途に使用している建物は、増改築、構造の変更が行われるまでの間、規定を遵守できるよう努めるものとして、経過措置を設ける</p>
開所時間	<p>(開所時間)</p> <p>○放課後児童健全育成事業所を開所する時間は、下記に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	参酌	<p>市の実情を踏まえて検討する</p> <p>●授業の休業日 1日につき 8時間以上</p> <p>●授業の休業日以外の日 1日につき 3時間以上 を原則</p>

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

項目	基準の内容等	基準の類型	加賀市の基準案
暴力団の排除	<p>(暴力団の排除)</p> <p>○市及び放課後児童健全育成事業者は、加賀市暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者又は放課後児童健全育成事業者の職員は、加賀市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員であってはならない。</p>	—	市独自基準を追加する

### 附則

施行期日	<p>(施行期日)</p> <p>○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。</p>	—	国の基準どおり
専用区画に関する経過措置	<p>(専用区画に関する経過措置)</p> <p>○施行の日において、現に事業の用に供している建物については、増改築、又は構造の変更が行われるまでの間、「児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上でなければならない。」の規定を遵守できるよう努めるものとして、経過措置を規定する。</p>	—	※1 参照
支援の単位に関する経過措置	<p>(支援の単位に関する経過措置)</p> <p>○施行の日において、既に事業の用に供している建物については、増改築、又は構造の変更が行われるまでの間、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」の規定を遵守できるよう努めるものとして、経過措置を規定する。</p>	—	※2 参照